(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山形市下条町二丁目五一九番一から山形県東村山郡中山町大字達磨寺字西屋浦三二七四番まで	前	A 一〇・三〇～一〇・三〇	六三・三〇（メートル）	八・八五〇（キロメートル）
	後	A 一〇・三〇～一九・七五	六三・三〇	八・八五〇
		B 一九・七五～二三四・一六		六・一六〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四街道市上野字笹目沢三三九番三から同市南波佐間字笹目沢三九四番二まで	前	二八・五二～二八・五二	一六八・四四（メートル）	〇・一一五（キロメートル）
	後	二八・五二～一八〇・二三		〇・一一五

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

四月三日内閣から提出した議案は次のとおりである。

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
社会福祉法等の一部を改正する法律案
重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案
種苗法の一部を改正する法律案
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案
太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案
予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案

参議院

議案提出

四月三日内閣から次の議案が提出された。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五一号）
南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

議案受領（予備審査）

四月三日内閣から次の議案が送付された。

民法等の一部を改正する法律案（閣法第四三号）
民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四四号）
社会福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）
重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（閣法第四六号）
種苗法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四八号）
太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案（閣法第四九号）
予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（閣法第五〇号）

答弁書受領

四月三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小西洋之提出旅館業法における簡易宿所の課題に関する質問に対する答弁書（第二二号）
参議院議員石垣のりこ提出衆議院議員総選挙時における在外選挙人による郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問に対する答弁書（第二三号）
参議院議員石垣のりこ提出衆議院議員総選挙時における選挙管理委員会職員の時間外労働に関する質問に対する答弁書（第二四号）
参議院議員ラサール石井提出トランスジェンダー当事者の参政権保障のための投票所運営に関する質問に対する答弁書（第二五号）

人事異動

運輸安全委員会

（事務局首席地方事故調査官）
国土交通技官　神南　逸馬
（同）同　金子　栄喜
定年退職（各通）（三月三十一日）

（事務局次席船舶事故調査官）
国土交通技官　熊上　尚男
事務局首席地方事故調査官に昇任させる

（事務局参事官）国土交通事務官　佐野　裕一
国土交通技官（事務局首席地方事故調査官）に転任させる

（事務局総務課広報室長）同　松澤　寛
事務局参事官に昇任させる（以上四月一日）

会計検査院

（事務総長官房付）会計検査院事務官　鈴木　賢志
辞職を承認する（四月六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、セネガルの独立記念日につき、四月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁事項

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
八幡市戸津南代一二番一から同市戸津南代三四番二まで	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四) 制限の対象とする占用物件

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月二十八日

(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所